

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-9698(P2020-9698A)

【公開日】令和2年1月16日(2020.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2020-002

【出願番号】特願2018-131887(P2018-131887)

【国際特許分類】

F 21 V	7/09	(2006.01)
F 21 V	29/503	(2015.01)
F 21 V	29/70	(2015.01)
F 21 V	7/00	(2006.01)
F 21 V	7/22	(2018.01)
F 21 V	5/00	(2018.01)
F 21 Y	115/10	(2016.01)

【F I】

F 21 V	7/09	100
F 21 V	29/503	
F 21 V	29/70	
F 21 V	7/00	320
F 21 V	7/22	
F 21 V	5/00	320
F 21 Y	115:10	

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月1日(2021.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

照明器具であって、

可視光を照射する照明用LED及び紫外線を照射するUVLEDが実装面に実装されたLED基板と、

前記実装面に対向する第1の主面及び該第1の主面に平行な第2の主面を有し、前記照明用LEDに対応する位置において前記第1の主面から前記第2の主面にかけて相対的に広角に開口する反射面で画定される第1の開口孔、及び前記UVLEDに対応する位置において前記第1の主面から前記第2の主面にかけて相対的に狭角に開口する反射面で画定される第2の開口孔を有する反射鏡と、

前記LED基板及び前記反射鏡を相互に固定する器具筐体とを備える照明器具。

【請求項2】

前記UVLEDが複数のUVLEDからなり、前記第2の開口孔が複数の第2の開口孔からなり、前記複数のUVLEDが前記照明用LEDを中心とする円周上に配置され、前記複数の第2の開口孔が前記第1の開口孔を中心とする円周上において前記複数のUVLEDに対応して配置された、請求項1に記載の照明器具。

【請求項3】

前記反射鏡の第2の主面側に配置され、前記第1の開口孔を覆う粗面化された拡散領域及び前記第2の開口孔を覆う透明領域を有する前面ガラスをさらに備えた請求項1又は2に記載の照明器具。

【請求項4】

前記拡散領域の粗面化の処理が、前記前面ガラスの上面又は下面の少なくとも一方のすり加工又はフロスト加工である、請求項3に記載の照明器具。

【請求項5】

前記反射鏡が、前記第1の主面側の第1の反射鏡及び前記第2の主面側の第2の反射鏡の積層体からなり、前記第1の開口孔の前記反射面及び前記第2の開口孔の前記反射面のそれぞれが前記第1の反射鏡と前記第2の反射鏡との間で連続的に形成されるように前記第1の反射鏡と前記第2の反射鏡とが当接された、請求項1から4のいずれか一項に記載の照明器具。

【請求項6】

前記第1の反射鏡と前記第2の反射鏡の当接面において、前記第1の反射鏡又は前記第2反射鏡の一方が前記第1の開口孔及び前記第2の開口孔の全体を囲む凸部を有し、前記第1の反射鏡又は前記第2の反射鏡の他方が前記凸部と嵌合する凹部を有する、請求項5に記載の照明器具。

【請求項7】

前記反射鏡が、金属材料が蒸着された樹脂材料で構成されたものである、請求項1から6のいずれか一項に記載の照明器具。

【請求項8】

前記反射鏡が、プレス加工された金属材料で構成されたものである、請求項1から5のいずれか一項に記載の照明器具。

【請求項9】

前記LED基板の前記実装面に対向する基板背面に接触配置されたヒートシンクをさらに備える、請求項1から8のいずれか一項に記載の照明器具。